

第1章 総合計画のフレーム

第1節 趣旨と目的

少子高齢化の進行や高度情報化・国際化の進展、地球規模の環境問題の顕在化など、社会情勢は大きく変化しており、時代ニーズへの的確な対応が求められています。

一方、国の三位一体改革により、本市の財政状況はますます厳しくなる中で、多様化、高度化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスが求められています。

本市が市制を施行して初めての総合計画となる「第1次宇城市総合計画」は、このような背景を踏まえ、今後の本市の進むべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画であり、市政におけるすべての施策の基本となるものです。

宇城西部五町合併協議会による協議と合意のもとに策定された「新市建設計画」において、「ひと、自然、文化きらめく未来都市」の基本理念のもとに、「誰もが暮らしやすい都市（まち）づくり」「誇りあるふるさとづくり」「力強い産業づくり」を目指して、「宇城市」は誕生しました。

本計画はこの「新市建設計画」を尊重しつつ、急速に進展する時代背景の中で、多様化・高度化する市民ニーズをまちづくりに反映して、市民と行政が協働して、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定します。

第2節 性格と役割

宇城市総合計画は、市民と行政が協働して、総括的かつ計画的に行財政運営を行うための市政の基本方針としての性格を持つものであり、本市においての最上位の計画として位置づけます。

また、この計画は、長期的な展望のもとに、本市の目指すべき姿を描き、これを実現するための基本的な方策を明らかにしたもので、次のような役割をもっています。

- 1 本市の将来像と、それを達成するための市政の協働目標を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となるものです。
- 2 市民をはじめ各種団体や民間企業などに対し、市政運営の指針を示し、理解と協力を得ながら、まちづくりへの自発的な参画を求めるものです。
- 3 国や県に対しては、本市の主体的なまちづくりの方向性を明らかにし、計画の実現に向け、積極的な支援と協力を要請するものです。

第3節 構成と期間

第1次宇城市総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成されます。

1 基本構想

基本構想は、本市が目指す総合的かつ長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示すものです。この方向性は、「新市建設計画」の基本理念に基づいた基本目標を達成するため、将来都市像と協働目標を掲げ必要な基本施策を定めたものです。

計画期間は平成17年度（2005年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする10年間とします。

2 基本計画

基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、将来都市像の実現に向けて、協働目標を達成するための基本施策をより具体化して、その方向性を明確にしたものです。

計画期間は平成17年度（2005年度）を初年度とし、平成21年度（2009年度）を目標年度とする5年間とします。

なお、基本計画の内容については、前期5年間が終了する時点で、後期5年間（平成22年度以降）の見直しを実施するものとします。

3 実施計画

基本計画を推進するための具体的な取り組みについて定めたものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画を明らかにします。実施計画の計画期間は3年間とし、状況変化に対応するため毎年度見直しを行います。

